

EUのAI規制法案の概要

本資料は、総務省「諸外国におけるAI規制の動向に関する調査研究」によるものであり、当該調査研究を請け負った「AIネットワーク社会推進会議 AIガバナンス検討会」の三部裕幸構成員（弁護士、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）の作成に基づくものである。

（注）本資料は、三部構成員が所属する法律事務所又は三部構成員や当該法律事務所が所属・活動する団体等における見解を述べたものではない。

The background is a vibrant blue with a complex, abstract pattern of overlapping, flowing lines that create a sense of movement and depth. The lines vary in thickness and opacity, creating a layered effect. The overall color palette is monochromatic, ranging from deep navy to bright cyan.

1.

AI規制法案の目的と リスクベースアプローチ

AI規制法案の目的と特徴

- **目的**（ごく大まかに言えば）
 - AIの**リスク**（健康、安全、基本権などへのリスク）**に対処する**
 - AIの**導入**、AIへの**投資**、AIによる**イノベーション**を**強化**する

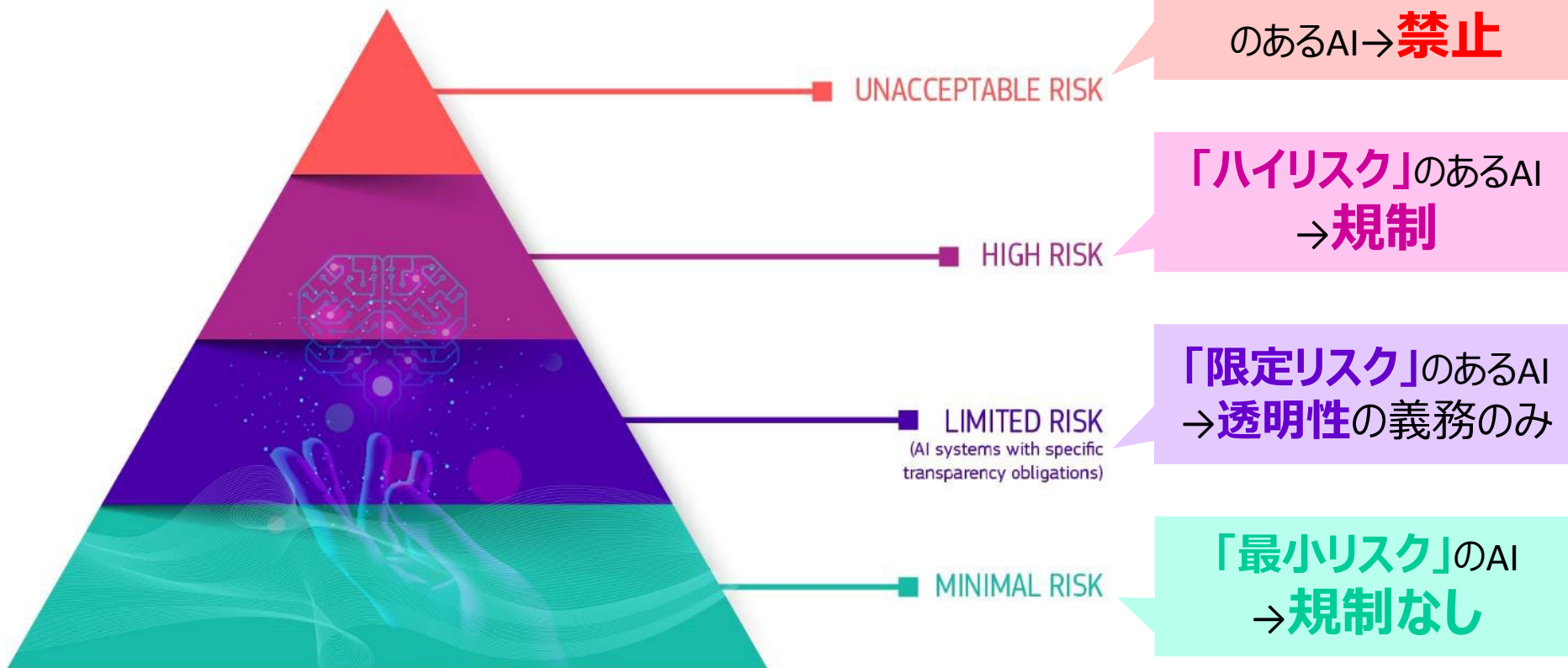
そのために

- **特徴**（ごく大まかに言えば）
 - ① **リスクベースアプローチ**を採用
 - ② **統一ルール**が幅広く**適用**される（**日本にも適用あり**）
 - ③ **遵守しない場合**の**リスク**が**大きい**

①を次のページと下記3で、②③を下記2で説明致します

最大の特徴：「リスクベースアプローチ」

- リスクに応じて、規制内容を変える
 - それぞれの**類型**については下記3に記載



(図の出典) <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/regulatory-framework-ai>

2.

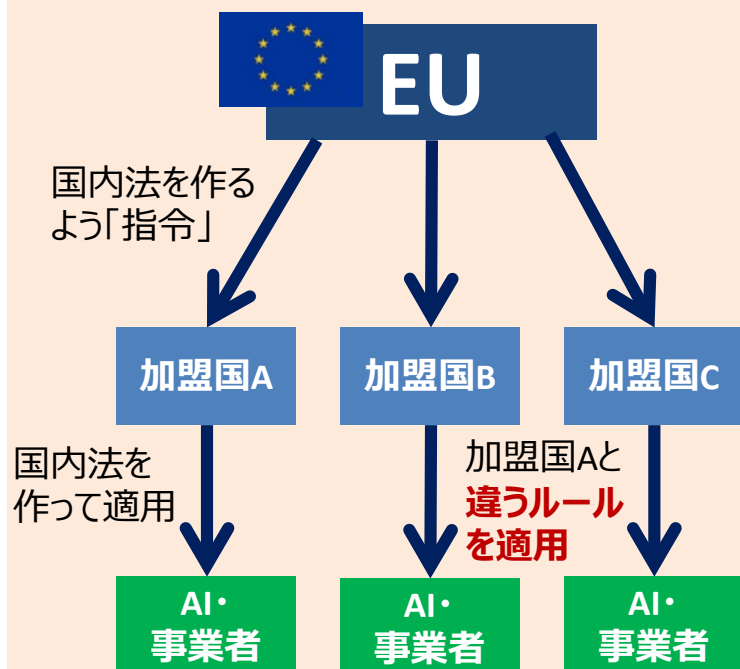
AI規制法案の幅広い適用と 違反した場合のリスクの大きさ

「規則」 (Regulation) → 統一ルール^①の直接適用

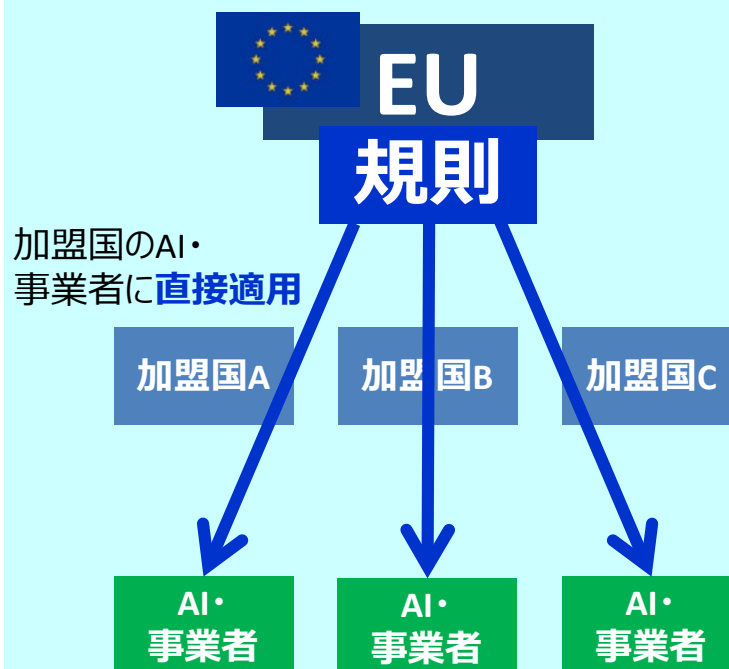
- AI規制法案は「規則」 → 加盟国に統一ルールが直接適用される
 - 加盟国ごとに国内法化が必要 (※) となる「指令」 (directive) と異なり、EU全体で統一的なルールを作ることができる

(※) AI規制法案でも加盟国ごとに国内ルールが必要な部分はあるが、加盟国が国内実施の措置を担う「指令」とは異なる

「指令」の場合：EU内でルールがバラバラ。
EU市場でAIを流通させにくい



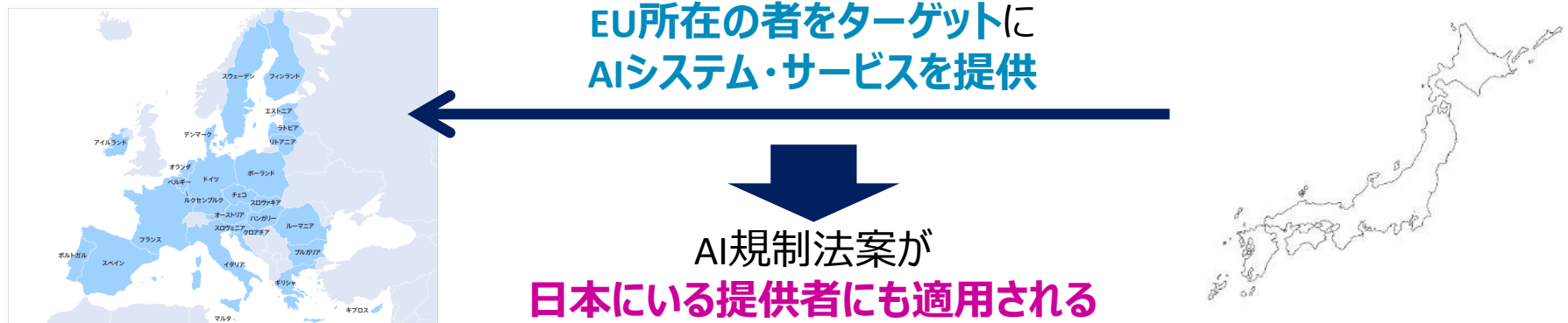
「規則」の場合：EU統一ルールが適用。
市場でAIを流通させやすい



域外適用 → 日本にも適用される

- 大まかに言えば、**EU所在の者をターゲットにAIシステム・サービスを提供すれば日本にも適用される**（2条1項(a)号※）

（※）正確には、EUにおいてAIシステムを市場に置き又はサービスを提供した提供者（など）に適用される。



- AIの**アウトプットのみ**が**EUで利用**される場合にも**適用される**（同項(c)号、前文(11)項）。例えば
 - ① **EU域内の事業者**が、**EU域外のAI事業者**と**契約**をして**AIシステムのアウトプットを提供させる**場合であって、
 - ② その**アウトプット**が**EU域内の自然人に影響する**場合

適用対象となる「AIシステム」

- 次の**二つの要件を満たすもの**（3条1項）
 1. **付属書の技法及びアプローチ**で開発された**ソフトウェア**
 - 「ディープラーニングを含む様々な方法を用いた.....**機械学習によるアプローチ**」
 - 「知識表現、帰納（論理）プログラミング.....を含む**論理ベース及び知識ベースのアプローチ**」
 - 「**統計的アプローチ**」など
 2. **人間が定めた一定の一連の目的**のために、当該ソフトウェアが相互作用する環境に影響を与える**コンテンツ、予測、推奨又は決定などのアウトプットを生成**することができるもの



- **かなり範囲が広い。ソフトウェアの利用が
思わぬところで適用対象とならないかどうか注意が必要**

違反した場合のリスクが大きい

- 違反すると**巨額の制裁金**が課され得る
 - **最大で3,000万ユーロ（約40億円）**か**全世界売上高の6%**のうち**どちらか高い金額**（71条）
- 違反すると**EUでビジネスができなくなるおそれ**もある
 - 一定の違反や、基本権にリスクが生じ得る場合などに、適切な対応をしないと、**AIシステムの市場からの取下げ**や**リコール**などの**是正措置**を**公的な機関から義務付けられる可能性がある**（65～68条）



3.

リスクに応じた規制の概要

許容できないリスクのあるAIシステム



• 四つの類型 (5条1項)

サブリミナルな技法

精神的・身体的な害を生じさせる態様で**対象者などの行動を実質的に歪める**ため、対象者の意識を超えた**サブリミナルな技法**を展開

脆弱性を利用

精神的・身体的な害を生じさせる態様で年齢・障害などによるグループ（子ども、障害者など）の**脆弱性を利用**

公的機関の ソーシャルスコアリング

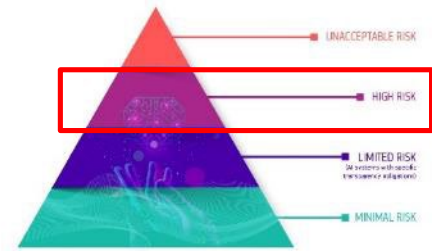
自然人の信頼性評価や分類のため**公的機関がソーシャルスコア**を使い、自然人に**害や不利な取扱い**などが発生

法執行を目的とした**公にアクセスできる場所**における「リアルタイム」**遠隔生体識別システム**（例外を除く）



禁止

ハイリスクAIとは



- **付属書II型**（下記）・**III型**（次頁）に該当するAIシステムは**ハイリスク**（6条1項・2項）

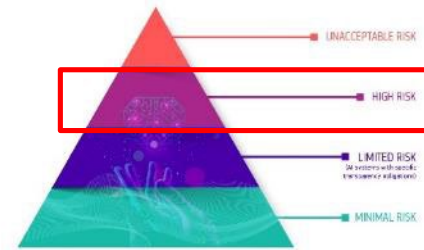
– 付属書II型（安全型）： 次の二つの要件を満たすもの

- 付属書IIの法令の対象製品の**セーフティコンポーネント**としての使用が意図されているか、それ自体が**付属書IIの法令の対象**となる
 - 機械、玩具、娯楽用船舶、昇降機、医療機器などの法令
- 同法令によって**第三者による適合性評価が必要**となる

➡ **規制がかかる**

（※）「付属書II型・III型」や「安全型・スタンドアロン型」は、筆者が便宜上そのように表現しているだけであり、EUの正式な表現ではない。

ハイリスクAIとは



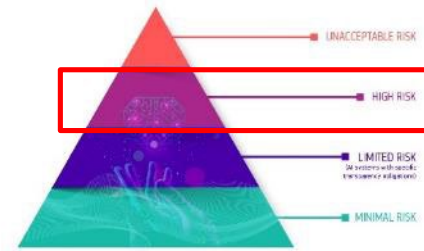
– 付属書III型（スタンドアロン型）： 一定の分野＋一定の利用

| 「一定の分野」 | 「一定の利用」の例（あくまで例） |
|-------------------------------|--|
| 自然人の生体識別・分類 | 民間企業による自然人の遠隔生体識別 |
| 重要なインフラの管理・運営 | 交通管理、電気水道ガスのセーフティコンポーネントとして使用 |
| 教育・職業訓練 | 入学の決定、割当て、学生の評価、入試の評価 |
| 雇用、労働者管理、自営業へのアクセス | 面接での評価、昇進や労務契約終了の決定、パフォーマンスや行動のモニタリング・評価 |
| 重要な民間・公共のサービス及び給付へのアクセス及びその享受 | 公的扶助の給付やサービスを受ける自然人の適格性を評価、自然人のクレジットスコアを確立 |
| 法執行 | ポリグラフとして使用、プロファイリングで犯罪・再犯予測 |
| 移民、難民等の庇護及び国境管理 | 難民等の庇護・査証・居住許可の申請の検討支援 |
| 司法の運営及び民主的なプロセス | 司法機関の事実・法律の調査や解釈、事実への法適用の支援 |

➡ **規制がかかる**

(※) 「付属書II型・III型」や「安全型・スタンドアロン型」は、筆者が便宜上そのように表現しているだけであり、EUの正式な表現ではない。

ハイリスクAIの義務



付属書II型・III型の場合

• ハイリスクAIシステムの要件 (第III編第2章)

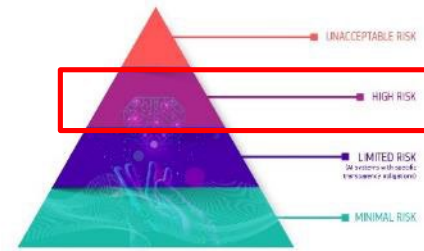
- リスクマネジメントシステム
- データとデータガバナンス
- 技術文書の要件
- 記録の保持
- 透明性・情報提供
- 人間による監視
- 正確性、頑健性及びサイバーセキュリティ

• 提供者等の義務 (第III編第3章)

- 品質管理システム
- 適合性評価を受ける義務
- 自動生成ログの維持義務
- 是正措置・情報提供義務
- EU代理人選任義務 など
- 販売者、輸入者、利用者その他の第三者にも一定の義務あり

(※) 「付属書II型・III型」や「安全型・スタンドアロン型」は、筆者が便宜上そのように表現しているだけであり、EUの正式な表現ではない。

ハイリスクAIの義務



ハイリスクAIの適合性評価

- 提供者は、**事前に適合性評価手続**を経なければならない（19条）
- **整合規格・共通仕様**を守れば、要件**遵守が推定される**（40条、41条）
- **付属書III型**（スタンドアロン型）の場合、適合性評価は、
 - **自社で可能**なのが原則（43条1項1号(a)、2項）
 - **自然人の生体識別・分類AI**が**整合規格・共通仕様**を守っていない場合、**第三者評価**を受ける必要がある（43条1項第2段落）
- **付属書II型**（安全型）：**付属書IIの法令**に基づく**第三者評価**（43条3項）
- 要件遵守が証明された場合、提供者は、**EU適合宣言書**を作成し、また、適合性の**CEマーキング**を付す（19条、48条、49条）

付属書III型のデータベース登録義務など、他にも義務がある

（※）「付属書II型・III型」や「安全型・スタンドアロン型」は、筆者が便宜上そのように表現しているだけであり、EUの正式な表現ではない。

限定リスク・最小リスクAIについて



- **限定リスクAIの透明性の義務**（52条）。例として：

チャットボット

（など自然人と相互作用するAI）
→ AIシステムと相互作用していると**自然人に知らせる義務**

ディープフェイクの場合
→ コンテンツが**人工的に生成・操作されたものであることを明らかにする義務**

- **行動規範の奨励**（69条）

- 上記「**ハイリスクAIシステムの要件**」（第III編第2章）を、限定・最小リスクAIシステムにも**任意に適用することを促す**
- AIシステムの**提供者やその団体が作る**ことが想定されている。**利用者・ステークホルダーやその団体が参加して作るケースもあり得る**と想定されている

The background of the slide is a vibrant blue with a complex, abstract pattern of overlapping, flowing lines that create a sense of movement and depth. The lines vary in thickness and opacity, creating a layered effect. The overall color palette is a range of blues, from deep navy to bright cyan.

4.

イノベーション支援

— 以下の手段で、イノベーション支援を図る —

- AIの**規制のサンドボックス制度**
 - 革新的なAIシステムが市場に置かれる前に、限定的な期間、**開発・試験・検証を促進するための制御された環境**を提供
 - **他の目的で適法に収集された個人データを、サンドボックス内の一定のAIのために利用**することを、**制限付きで認める**
 - **小規模提供者等に、サンドボックスへの優先アクセス**
- 具体的な**意識向上のための活動**
- **小規模提供者等**の問合せに応じる**専用チャネル**の設置など

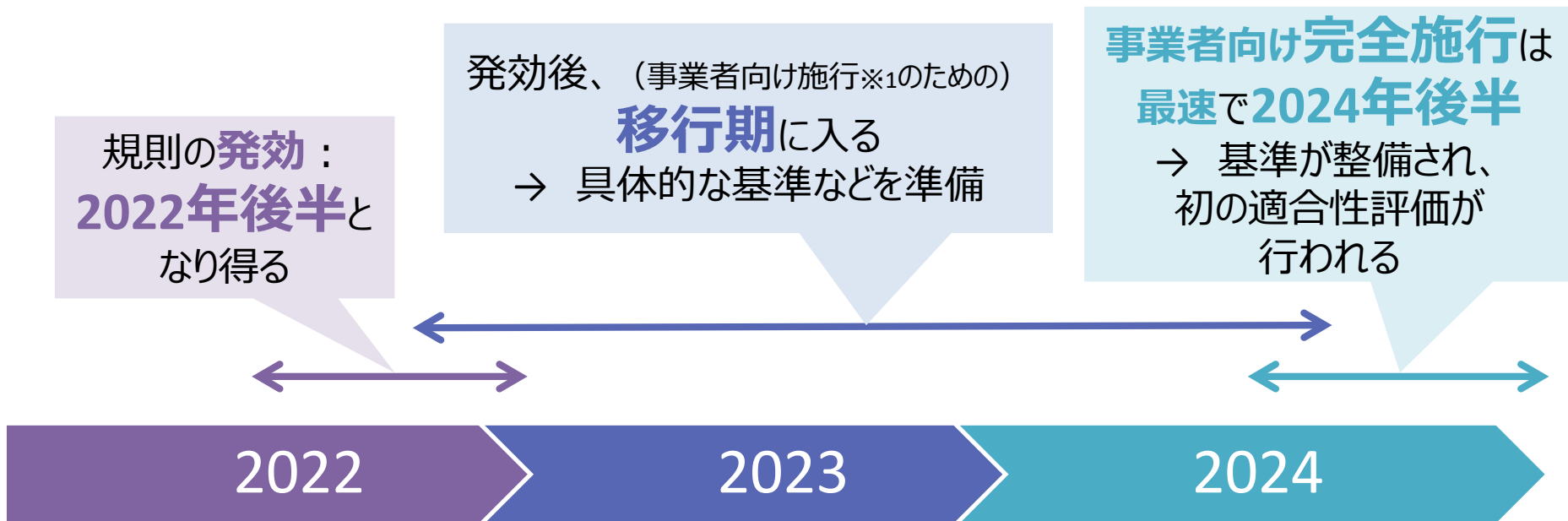


5.

施行スケジュール

施行スケジュール

- ・ 欧州委員会 は、以下のスケジュールを目指している



- 上記に対する**欧州での反応**については、**本推進会議会合資料※2**をご覧ください。

（出典） <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/regulatory-framework-ai> のNext steps欄

（※1） AI規則法案の施行時期は、規定によって異なります。

（※2） AIネットワーク社会推進会議・AIガバナンス検討会 合同会議

2022年2月8日（資料2）「EUのAI規則案の概要と、欧州での反応について」及び

2022年4月27日（資料1）「EUのAI規則案に対する欧州での反応の続報と米国の動向について」

おわりに

EUの規制法案に対する欧州や米国の受け止め、反応等については、AIネットワーク社会推進会議「報告書2022」第1章2.（参考）及びAIネットワーク社会推進会議 AIガバナンス検討会 合同会議（2022年2月8日及び同年4月27日）の資料を参照されたい。

この内容の一部は、総務省「諸外国におけるAI規制の動向に関する調査研究」にご協力いただいた以下の方々への聞き取り調査に基づくものである。記して感謝申し上げます。

| 団体名 | 肩書 | 氏名 |
|---|---|-------------------------------|
| SAP | Director, EU Government Affairs | Mr. Corinna Schulze |
| | AI Regulatory Compliance Lead | Ms. Mary Carol Madigan |
| Bristows LLP | Partner | Mr. Chris Holder |
| | Senior Associate | Mr. Charlie Hawes |
| Derriennic Associés | Lawyer (Paris Bar – France), Partner | Mr. François-Pierre Lani |
| | Lawyer (Paris Bar – France), Of Counsel | Ms. Sophie Duperray |
| Taylor Wessing Partnerschaftsgesellschaft mbH | Partner | Mr. Detlef Klett |
| | Salary Partner | Ms. Mareike Christine Gehrman |
| | Salary Partner | Mr. Fritz-Ulli Pieper, LL.M |
| | Associate | Mr. Dr. Benedikt Kohn, CIPP/E |
| Portolano Cavallo Studio Legale | Partner | Ms. Irene Picciano |
| University of Hamburg (ただし、個人2名としての意見) | Professor of Law and Finance | Prof. Dr. Wolf-Georg Ringe |
| | PhD Student | Ms. Antonella Zarra |
| Arnold & Porter | Partner | Mr. Peter J. Schildkraut |
| | Associate | Mr. Darrel Pae |
| | Former Associate | Ms. Katerina Kostaridi |